

食料・農業・農村政策審議会・中央環境審議会合同会合の進め方について

1. 概要

食品リサイクル法の改正を受けて、食品リサイクル法第3条の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」及び同法第7条の「食品関連事業者の判断の基準となるべき事項」について見直し、必要な改定を行うため、標記合同審議会を開催し、これらの事項について審議いただく。

また、あわせて、改正食品リサイクル法の施行のために必要な重要事項(定期報告事項、再生利用認定計画の認定基準、熱回収の基準等)について審議いただく。

2. 日程等

- 第1回 7月27日(金)14時 - 17時 農水省共用第十会議室
- 第2回 8月10日(金)14時 - 17時 環境省第一会議室
- 第3回 8月24日(金)14時 - 17時 環境省第一会議室

3. 各会において議論いただく事項(予定)

(1) 第1回(今回、7月27日)

- 基本方針の見直しについて【告示】
- 事業者の判断基準の見直しについて【省令】

(2) 第2回(8月10日)

- 熱回収の基準について【省令】
- 再生利用認定計画(リサイクルループ)の認定基準について【省令】
- 定期報告事項【省令】及び情報公開のあり方について
- 再生利用対象製品の追加について【政令】

(3) 第3回(8月24日)

- とりまとめ

4. 第3回以降の予定

- とりまとめ案についてパブリックコメント募集(8月末～9月末)
- とりまとめ(9月末)